

岡山県公報			発行 岡山県					
目次			担当課（室）		目次			
○ 岡山県青少年問題協議会規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則 【規則】 （以上県例規集登載） 【告示】 ○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正 ○ 岡山県吉備高原都市センター区広場の指定管理者の指定 ○ 岡山県立美術館の指定管理者の指定 ○ おかやま旧日銀ホルルの指定管理者の指定 ○ 岡山県南部健康づくりセンターの指定管理者の指定 ○ 指定介護予防サービスの事業の廃止 ○ 岡山県岡山市リサーチパークインキューベーションセンターの指定管理者の指定 ○ 小型機船底びき網漁業の許可等の申請期			男女共同参画青少年課 観光課 〃 中山間・地域振興課 文化振興課 〃 健康推進課 長寿社会課 産業振興課 水産課		間 ○ 土地収用法に基づく事業の認定 ○ 決算の要領 【公告】 ○ 県営土地改良事業の換地処分 ○ 公共測量の実施 ○ 随意契約の相手方の決定 【選挙管理委員会】 ○ 政治団体の名称等の公表 ○ 政治団体の代表者等の異動 ○ 政治団体の解散 ○ 資金管理団体の名称等の公表 ○ 資金管理団体の指定取消し ○ 証票の有効期限の決定 【監査公表】 ○ 平成二十八年度分の監査の結果の公表 【内水面漁場管理委員会】 ○ 平成三十年度における第五種共同漁業権魚種の増殖についての指示 【教育委員会】 ○ 岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県生涯学習センターの指定管理者の指定 （県例規集登載）		監理課 会計課 耕地課 監理課 警察本部会計課 選挙管理委員会 〃 〃 〃 〃 〃 監査事務局 内水面漁場管理委員会 教育委員会 〃	

○ ○ 岡山県立博物館の指定管理者の指定	目次
〃 〃	担当課（室）
	目次
	担当課（室）

◎岡山県規則第四十七号

岡山県青少年問題協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県青少年問題協議会規則の一部を改正する規則

岡山県青少年問題協議会規則（昭和二十九年岡山県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。この場合において、

第三号に掲げる者については、二人以内とする。

一 関係行政機関の職員

二 学識経験を有する者

三 公募に応じた者

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において岡山県青少年問題協議会の委員である者は、施行日において改正後の第二条第二項の規定により岡山県青少年問題協議会の委員として任命され、又は委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第三項の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までとする。

◎岡山県規則第四十八号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第六号中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年一月四日から施行する。

◎岡山県告示第六百九号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表産業労働部の部観光課の項1中「通訳案内士の」を「全国通訳案内士の」に改め、同項2及び3中「通訳案内士の登録証」を「全国通訳案内士の登録証」に改める。

附 則

この告示は、平成三十年一月四日から施行する。

◎岡山県告示第六百十号

岡山県吉備高原都市センター区広場条例（平成四年岡山県条例第五号）第十一条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 管理を行わせる施設

加賀郡吉備中央町吉川地内

岡山県吉備高原都市センター区広場

二 指定管理者となる団体

加賀郡吉備中央町吉川四八六〇番地の六

株式会社吉備高原都市サービス

代表取締役社長 宮地 俊明

三 指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百十一号

岡山県立美術館条例（昭和六十三年岡山県条例第十一号）第十七条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 管理を行わせる施設

岡山市北区天神町八番四八号

岡山県立美術館

二 指定管理者となる団体

東京都新宿区市谷本村町二番一号

鹿島建物総合管理株式会社

代表取締役社長 宅 正雄

三 指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百十二号

岡山県おかやま旧日銀ホール条例（平成十六年岡山県条例第三十八号）第十一条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 管理を行わせる施設

岡山市北区内山下一丁目六番二〇号

おかやま旧日銀ホール

二 指定管理者となる団体

岡山市北区内山下一丁目六番二〇号

特定非営利活動法人バンクオプアーツ岡山

理事長 半田 正巳

三 指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百十三号

岡山県健康づくりセンター条例（平成九年岡山県条例第十五号）第十二条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 管理を行わせる施設

岡山市北区平田四〇八番地一

岡山県南部健康づくりセンター

二 指定管理者となる団体

岡山市北区平田四〇八番地一

公益財団法人岡山県健康づくり財団

理事長 石川 紘

三 指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアステーション・ウイズ

2 所在地

岡山県赤磐市穂崎八八番地の四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社創和

2 所在地

岡山県赤磐市穂崎八八番地の四

三 廃止年月日

平成二十九年十二月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇〇四五五

五 サービスの種類

介護予防通所介護

◎岡山県告示第六百十五号

岡山県岡山市リサーチパークインキュベーションセンター条例（平成十四年岡山県条例第六十七号）第十条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 管理を行わせる施設

岡山市北区芳賀五三〇三番地

岡山県岡山市リサーチパークインキュベーションセンター

二 指定管理者となる団体

大阪府大阪市中央区備後町一丁目七番一〇号

大林F・合人社・岡経研共同事業体

代表者 大林ファシリティーズ株式会社大阪支店 常務取締役大阪支店長 森

良史

三 指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百十六号

岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

申請期間

平成三十年一月一日から同月三十一日まで

◎岡山県告示第六百十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 起業者の名称

学校法人就実学園

二 事業の種類

就実学園運動場（サブグラウンド）整備事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県岡山市中区西川原字川上地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

就実学園運動場（サブグラウンド）整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三十条第二十一号に掲げる「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設」に該当する学校を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である学校法人就実学園は、本件事業に要する経費について財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第三十条第三号の要件への適合性について

（1） 本件事業の施行により得られる利益については、就実大学教育学部の講義等に必要運動場を整備することにより、教育環境の向上に相当の寄与が見込まれる。
また、本件事業の計画においては、①校舎から近く、交通の便のよい土地であること、②運動場に適した面積であること、③経済性が高いことを条件として複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

（2） 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法（平

成九年法律第八十一号）等による環境影響評価の対象事業となっていないこと並びに起業地及び起業地周辺の土地利用状況から保護のため特別の処置を講ずべき動植物、文化財等が見受けられないことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、教員及び学生からその実現に対する要望が強く、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲についても合理的であると認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

岡山市中区役所総務・地域振興課

平成29年12月26日 岡山県公報 第11952号

◎岡山県告示第六百十八号

平成二十九年十二月二十二日に岡山県議会定例会で議決を経た決算の要領は、次のとおりである。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県知事

伊 原 木

隆

太

平成29年12月26日 岡山県公報 第11952号

平成28年度 一般会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 県 税		235,041,149,768
	1 県 民 税	73,216,448,913
	2 事 業 税	48,295,046,332
	3 地 方 消 費 税	59,257,242,758
	4 不 動 産 取 得 税	5,123,195,282
	5 県 た ば こ 税	2,116,282,717
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	712,402,320
	7 自 動 車 取 得 税	2,195,094,900
	8 軽 油 引 取 税	18,246,294,193
	9 自 動 車 税	25,396,210,141
	10 鉱 区 税	10,761,389
	11 狩 猟 税	20,048,300
	12 産 業 廃 棄 物 処 理 税	452,122,523
	13 旧 法 に よ る 税	0
2 地 方 消 費 税 金		65,370,231,696
清 算 金	1 地 方 消 費 税 清 算 金	65,370,231,696
3 地 方 譲 与 税		29,174,639,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	26,182,186,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,764,928,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	140,052,000
	4 地 方 道 路 譲 与 税	0
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	87,473,000
4 地 方 特 例 交 付 金		780,240,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	780,240,000
5 地 方 交 付 税		169,140,257,000
	1 地 方 交 付 税	169,140,257,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		517,203,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	517,203,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		6,332,066,471
	1 負 担 金	6,332,066,471
8 使 用 料 及 び 手 数 料		10,183,141,163
	1 使 用 料	7,182,741,535
	2 手 数 料	3,000,399,628
9 国 庫 支 出 金		69,907,625,399
	1 国 庫 負 担 金	37,768,549,001
	2 国 庫 補 助 金	31,109,263,492
	3 委 託 金	1,029,812,906
10 財 産 収 入		1,798,213,904
	1 財 産 運 用 収 入	890,787,301
	2 財 産 売 払 収 入	907,426,603
11 寄 附 金		206,113,414
	1 寄 附 金	206,113,414
12 繰 入 金		15,264,221,220

	1 特別会計繰入金	1,224,458,088
	2 基金繰入金	14,039,763,132
13 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料等	390,015,198
	2 県預金利子	30,129,368
	3 貸付金元利収入	982,958,741
	4 受託事業収入	841,142,303
	5 収益事業収入	3,065,518,547
	6 利子割精算金収入	22,100,494
	7 雑	5,601,411,887
14 県債	1 県債	76,364,200,000
15 繰越金	1 繰越金	5,437,347,431
		5,437,347,431
歳入合計		696,449,926,004
歳出		
款	項	決算額
1 議会費	1 議会費	1,466,870,267
2 総務費	1 総務管理費	40,450,656,338
	2 企画費	15,201,875,875
	3 地方興費	4,448,805,744
	4 徴税費	3,116,060,091
	5 市町村振興費	7,701,925,359
	6 選挙費	1,051,108,647
	7 統計調査費	1,479,211,401
	8 県民生活費	358,242,188
	9 防災費	1,470,247,810
	10 環境費	1,821,804,645
	11 人事委員会費	3,520,451,306
	12 監査委員費	109,039,275
		171,883,997
3 民生費	1 社会福祉費	103,561,037,260
	2 児童福祉費	84,703,574,616
	3 生活保護費	17,565,170,139
	4 災害救助費	1,200,951,580
		91,340,925
4 衛生費	1 公衆衛生費	17,627,614,631
	2 環境衛生費	6,366,008,341
	3 保健所費	1,816,758,995
	4 医薬費	1,954,845,058
		7,490,002,237
5 労働費	1 労働政費	1,334,595,142
	2 職業訓練費	315,221,899
		914,546,944

	3 労働委員会費	104,826,299
6 農林水産業費	1 農業費 2 畜産業費 3 農地業費 4 林業費 5 水産業費	36,202,964,415 9,516,647,840 3,161,777,887 13,337,091,425 8,834,676,765 1,352,770,498
7 商工費	1 商業費 2 工鉦業費 3 観光費	7,282,808,275 775,905,998 5,829,051,908 677,850,369
8 土木費	1 土木管理費 2 道路橋りょう費 3 河川海岸費 4 港湾費 5 都市計画費 6 住宅費	57,697,807,037 7,132,842,461 29,258,886,797 11,565,341,330 5,428,237,677 3,304,922,238 1,007,576,534
9 警察費	1 警察管理費 2 警察活動費	46,321,278,783 45,422,246,625 899,032,158
10 教育費	1 教育総務費 2 小学校費 3 中学校費 4 高等学校費 5 特別支援学校費 6 大学費 7 社会教育費 8 保健体育費	177,704,849,295 30,281,044,207 57,513,971,394 33,132,929,562 37,964,757,111 13,310,688,834 2,073,196,088 2,192,984,763 1,235,277,336
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費 2 土木施設災害復旧費	394,392,018 251,341,085 143,050,933
12 公債費	1 公債費	102,335,523,439 102,335,523,439
13 諸支出金	1 地方消費税清算金 2 利子割交付金 3 配当割交付金 4 株式等譲渡所得割交付金 5 地方消費税交付金 6 ゴルフ場利用税交付金 7 自動車取得税交付金 8 軽油引取税交付金 9 利子割精算金 10 産業廃棄物処理税交付金	99,563,682,797 57,168,324,696 284,537,000 1,017,359,000 671,704,000 33,109,481,000 513,186,248 1,669,306,215 5,013,840,000 751,638 115,193,000
14 予備費	1 予備費	0 0
歳出合計		691,944,079,697

歳入歳出差引残額	4,505,846,307	円
うち基金繰入額	—	円

平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日 岡山県公報 第 1 1 9 5 2 号

平成 2 8 年度 岡山県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算書
(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	3, 441, 495 3, 441, 495
2 繰 越 金	1 繰 越 金	97, 469, 300 97, 469, 300
3 諸 収 入	1 県 預 金 利 子 2 貸 付 金 元 利 収 入 3 雑 入	62, 607, 744 19, 377 58, 972, 892 3, 615, 475
歳 入 合 計		163, 518, 539
歳 出		
款	項	決 算 額
1 民 生 費	1 児 童 福 祉 費	59, 551, 695 59, 551, 695
歳 出 合 計		59, 551, 695
歳入歳出差引残額 103, 966, 844 円		
うち基金繰入額 ー 円		

平成29年12月26日 岡山県公報 第11952号

平成28年度 岡山県営食肉地方卸売市場特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	76,290,501 76,290,501
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	0 0
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,199,515,159 1,199,515,159
4 繰 越 金	1 繰 越 金	2,709,481 2,709,481
5 諸 収 入	1 雑 入	24,192,803 24,192,803
6 県 債	1 県 債	33,100,000 33,100,000
歳 入 合 計		1,335,807,944
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費	1 畜 産 業 費 2 公 債 費	1,332,853,127 664,125,968 668,727,159
歳 出 合 計		1,332,853,127
歳入歳出差引残額		2,954,817 円
うち基金繰入額		— 円

平成29年12月26日 岡山県公報 第11952号

平成28年度 岡山県造林事業等特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	19,436,567 19,436,567
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,855,696,134 1,855,696,134
3 繰 越 金	1 繰 越 金	12,913,929 12,913,929
4 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入 2 雑 入	41,632,841,676 41,629,000,000 3,841,676
歳 入 合 計		43,520,888,306
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費	1 林 業 費 2 公 債 費	43,509,311,181 43,400,587,269 108,723,912
歳 出 合 計		43,509,311,181
歳入歳出差引残額		11,577,125 円
うち基金繰入額		－ 円

平成29年12月26日 岡山県公報 第11952号

平成28年度 岡山県林業改善資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
2 繰越金	1 繰越金	235,434,399 235,434,399
3 諸収入	1 貸付金元利収入 2 雑入	495,942,139 495,868,741 73,398
4 県債	1 県債	243,500,000 243,500,000
歳 入 合 計		974,876,538
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農林水産業費	1 林業費	751,201,854 751,201,854
歳 出 合 計		751,201,854
歳入歳出差引残額		223,674,684 円
うち基金繰入額		— 円

平成29年12月26日 岡山県公報 第11952号

平成28年度 岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	75,517 75,517
2 繰 越 金	1 繰 越 金	196,662,970 196,662,970
3 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入 2 雑 入	47,976,291 47,931,000 45,291
歳 入 合 計		244,714,778
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費	1 水 産 業 費	7,334,427 7,334,427
歳 出 合 計		7,334,427
歳入歳出差引残額 237,380,351 円		
うち基金繰入額 ー 円		

平成29年12月26日 岡山県公報 第11952号

平成28年度 岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 越 金	1 繰 越 金	2,291,983,659 2,291,983,659
2 諸 収 入	1 県 預 金 利 子 2 貸 付 金 元 利 収 入 3 雑 入	887,789,610 500,366 886,759,244 530,000
3 県 債	1 県 債	126,711,000 126,711,000
歳 入 合 計		3,306,484,269
歳 出		
款	項	決 算 額
1 商 工 費	1 商 工 費	1,301,271,371 1,301,271,371
歳 出 合 計		1,301,271,371
歳入歳出差引残額 2,005,212,898 円		
うち基金繰入額 — 円		

平成29年12月26日 岡山県公報 第11952号

平成28年度 岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計歳入歳出決算書
(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入 2 財 産 運 用 収 入	1,271,716,943 1,261,419,577 10,297,366
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	54,436,000 54,436,000
3 繰 越 金	1 繰 越 金	2,140,017 2,140,017
4 県 債	1 県 債	1,361,000,000 1,361,000,000
歳 入 合 計		2,689,292,960
歳 出		
款	項	決 算 額
1 内 陸 ・ 流 通 団 地 造 成 事 業 費	1 内 陸 ・ 流 通 団 地 造 成 事 業 費 2 公 債 費	2,684,563,380 1,455,775,879 1,228,787,501
歳 出 合 計		2,684,563,380
歳入歳出差引残額 4,729,580 円		
うち基金繰入額 ー 円		

平成29年12月26日 岡山県公報 第11952号

平成28年度 岡山県公共用地等取得事業特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入 2 財 産 運 用 収 入	95,109,073 95,101,000 8,073
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金 2 土 地 開 発 基 金 繰 入 金	773,616,840 772,655,195 961,645
4 県 債	1 県 債	73,000,000 73,000,000
5 繰 越 金	1 繰 越 金	709,561,215 709,561,215
歳 入 合 計		1,651,287,128
歳 出		
款	項	決 算 額
1 道路等用地取得費	1 道 路 等 用 地 取 得 費	574,441,549 574,441,549
2 公共用地等取得費	1 公 共 用 地 等 取 得 費	115,733,878 115,733,878
3 吉備高原都市 建設用地取得費	1 吉 備 高 原 都 市 建 設 用 地 取 得 費 2 公 債 費	170,201,013 121,474,309 48,726,704
歳 出 合 計		860,376,440
歳入歳出差引残額		790,910,688 円
うち基金繰入額		— 円

平成29年12月26日 岡山県公報 第11952号

平成28年度 岡山県後楽園特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	282,627,377 282,627,377
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	172,113 172,113
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	13,683,000 13,683,000
4 繰 越 金	1 繰 越 金	35,798,144 35,798,144
5 諸 収 入	1 雑 入	7,458,377 7,458,377
歳 入 合 計		339,739,011
歳 出		
款	項	決 算 額
1 後 楽 園 費	1 後 楽 園 費	265,647,182 265,647,182
歳 出 合 計		265,647,182
歳入歳出差引残額		74,091,829 円
うち基金繰入額		－ 円

平成29年12月26日 岡山県公報 第11952号

平成28年度 岡山県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	313,708,506 313,708,506
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入 2 財 産 運 用 収 入	509,455,754 261,727,979 247,727,775
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	362,956,778 362,956,778
4 繰 越 金	1 繰 越 金	2,318,183,687 2,318,183,687
5 諸 収 入	1 雑 入	130,479,685 130,479,685
6 県 債	1 県 債	1,858,000,000 1,858,000,000
歳 入 合 計		5,492,784,410
歳 出		
款	項	決 算 額
1 土 木 費	1 港 湾 費 2 臨 海 土 地 造 成 費 3 公 債 費	4,861,777,098 220,303,654 1,302,955,021 3,338,518,423
歳 出 合 計		4,861,777,098
歳入歳出差引残額		631,007,312 円
うち基金繰入額		— 円

平成29年12月26日 岡山県公報 第11952号

平成28年度 岡山県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 分担金及び負担金	1 負 担 金	2,953,357,842 2,953,357,842
2 国庫支出金	1 国 庫 補 助 金	635,762,000 635,762,000
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	878,380,000 878,380,000
4 繰 越 金	1 繰 越 金	5,130,607,279 5,130,607,279
5 諸 収 入	1 雑 入	0 0
6 県 債	1 県 債	176,600,000 176,600,000
7 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	3,382,600 3,382,600
歳 入 合 計		9,778,089,721
歳 出		
款	項	決 算 額
1 土 木 費	1 流 域 下 水 道 費 2 公 債 費	4,438,174,151 3,630,209,195 807,964,956
歳 出 合 計		4,438,174,151
歳入歳出差引残額 5,339,915,570 円		
うち基金繰入額 — 円		

平成29年12月26日 岡山県公報 第11952号

平成28年度 岡山県収入証紙等特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 証 紙 収 入	1 証 紙 収 入	3,064,508,646 3,064,508,646
2 証 紙 代 金 収 納 計 器 収 入	1 証 紙 代 金 収 納 計 器 収 入	3,083,851,200 3,083,851,200
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	122,539,240 122,539,240
4 繰 越 金	1 繰 越 金	177,605,618 177,605,618
歳 入 合 計		6,448,504,704
歳 出		
款	項	決 算 額
1 証 紙 費	1 証 紙 管 理 費	3,144,476,280 3,144,476,280
2 証 紙 代 金 収 納 計 器 費	1 証 紙 代 金 収 納 計 器 管 理 費	3,106,856,610 3,106,856,610
歳 出 合 計		6,251,332,890
歳入歳出差引残額		197,171,814 円
うち基金繰入額		－ 円

平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日 岡山県公報 第 1 1 9 5 2 号

平成 2 8 年度 岡山県用品調達特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 用 品 収 入	1 用 品 収 入	192,397,741 192,397,741
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	2,516,560 2,516,560
4 繰 越 金	1 繰 越 金	15,153,244 15,153,244
歳 入 合 計		210,067,545
歳 出		
款	項	決 算 額
1 用 品 調 達 費	1 調 達 費	194,794,656 194,794,656
歳 出 合 計		194,794,656
歳入歳出差引残額 15,272,889 円		
うち基金繰入額 ー 円		

平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日 岡山県公報 第 1 1 9 5 2 号

平成 2 8 年度 岡山県公債管理特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	109,112,269,795
	2 特 別 会 計 繰 入 金	102,269,053,013
		6,843,216,782
2 県 債	1 県 債	74,655,000,000
		74,655,000,000
歳 入 合 計		183,767,269,795
歳 出		
款	項	決 算 額
1 公 債 費	1 公 債 費	183,767,269,795
		183,767,269,795
歳 出 合 計		183,767,269,795
歳入歳出差引残額		0 円
うち基金繰入額		— 円

〔五三六〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行つた。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 地区名

井原地区 藤田工区

二 換地処分年月日

平成二十九年十二月一日

〔五三七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、玉野市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

測量区域	玉野市番田、北方、下山坂地内
測量の種類	公共測量（地図作成業務）
測量期間	平成二十九年十二月十八日から平成三十年三月十五日まで

〔五三八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 調達件名

P I T システムで使用する閉域ネットワークサービスに関する電気通信役務の提供

二 契約期間

平成三十年三月一日から平成三十五年二月二十八日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部情報管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 契約の相手方を決定した日

平成二十九年十二月八日

五 契約の相手方の氏名及び住所

K D D I 株式会社

東京都千代田区飯田橋三丁目一〇番一〇号

六 契約金額

五五、三四八、三八〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、〇九九、八八〇円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第一号に該当するため

◎岡山県選管告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

公職の種類
(第一号)
一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

届出年月日

希望の党岡山県衆議院第2選挙区支部

津村啓介

田中栄一

岡山市中区円山一〇七

衆議院議員

○

平成二九・一一・一七

希望の党岡山県衆議院第4選挙区支部

柚木道義

長家啓太

倉敷市西中新田五四八

衆議院議員

○

平成二九・一一・一七

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

田中てるお後援会

中川保夫

田中立志

小田郡矢掛町横谷二八五九

平成二九・一一・二一

山部たきお後援会

森脇公宏

山部晃義

東三成三三二五

一一・二四

横山たつし後援会

横山達士

横山和哉

浅口市鴨方町益坂二七〇

一一・二七

◎岡山県選管告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岡山県参議院選挙区第二支部	小野田 紀美	会計責任者の氏名	浅野直美	馬庭直美	平成二九・一一・二八
民進党岡山県第4区総支部	柚木道義	〃	加藤清敏	長家啓太	〃 一一・一六

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
太田えいじ後援会	太田 栄司	会計責任者の氏名	朝倉 健	板 茂雄	平成二九・一一・二四
大森雅夫後援会	生田 量一	主たる事務所の所在地	岡山市北区東古松三ー三ー三ウイंक ルム東古松BーV	岡山市北区西古松西町八一八	〃 一〇・五
岡見ただし後援会	升田 忠行	会計責任者の氏名	朝倉 健	市川智弘	〃 一一・二四
小野田さきみ後援会	小野田 紀美	〃	浅野直美	馬庭直美	〃 一一・二八
中国電力労働組合政治連盟岡山統括本部	板 茂雄	〃	朝倉 健	市川智弘	〃 一一・二四
日本のこころ岡山県議会第一支部	千田 昌寛	政治団体の名称	日本のこころ岡山県議会第一支部	日本のこころ倉敷市議会第一支部	〃 一一・二二
萩原誠司後援会	池田 篤	会計責任者の氏名	井上 善憲	平尾孝之	〃 一一・八
平沼赳夫友の会	赤木 啓治	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第二項第一号に係る国会議員関係政治団体	〃 一〇・一〇

◎岡山県選管告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

自由民主党岡山市支部

蜂谷弘美

平成二九・一一・九

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

大日本菊流會

吉富肇

平成二九・一一・三〇

のりもと陽介後援会

則本陽介

〃 一一・二〇

宮岡しずたか後援会

岩藤統彦

〃 一〇・三一

◎岡山県選管告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原 健 補

資金管理団体の届出をした

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

者（代表者）の氏名

平 沼 正 二 郎

衆議院議員

平沼正二郎後援会

津山市大田八一ー一一

平成二九・一一・二〇

◎岡山県選管告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。
平成二十九年十二月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

則 本 陽 介

資金管理団体の名称

のりもと陽介後援会

資金管理団体で

なくなった年月日

平成二九・一一・二〇

◎岡山県選管告示第九十号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和五十六年岡山県選管告示第十三号）第一条第二項の規定により、証票の有効期限を次のように定めた。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

一 平成三十年一月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に交付する政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票（以下「証票」という。）の有効期限は、平成三十二年十二月三十一日までとする。

二 平成二十九年十二月三十一日を有効期限とする証票を更新するため同日以前に交付を受けた証票は、平成三十年一月一日に交付したものとみなす。

◎岡山県監査公表第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第四項の規定により実施した平成二十八年度分の監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県監査委員	池	本	敏	朗
岡山県監査委員	青	野	高	陽
岡山県監査委員	山	本	督	憲
岡山県監査委員	佐	藤	由	美子

1 監査の概要

- (1) 監査対象年度 平成28年度
- (2) 監査対象機関 136機関
(内 訳)

知事部局	34機関
諸局・企業局	5 機関
教育委員会	74機関
公安委員会	23機関
- (3) 監査実施機関 監査対象136機関のすべてについて監査を実施した。
- (4) 監査実施方法
 - ① 事前調査
監査事務局職員が、あらかじめ監査実施機関のすべてに出向き、関係諸帳簿及び証拠書類を確認・照合するとともに、当該機関の職員から説明を聴取して調査にまとめ、監査委員へ提出した。
 - ② 監査委員監査
 - ア 実地監査 (62機関)
監査委員が、監査実施機関に出向き、①の調査の内容を踏まえ、当該機関の職員から説明を聴取するとともに、当該機関から提出された監査資料等及び監査調査に基づいて監査を行った。
 - イ 書面監査 (74機関)
監査委員が、①の調査の内容を踏まえ、監査実施機関から提出された監査資料等及び監査調査に基づいて監査を行った。

2 監査の結果

- (1) 総括的事項
 - ① 監査を実施した136機関のうち、20機関について延べ44件の改善を要すると認められる事案（指摘事項）があった。これは、前年度の16機関・42件に比べ、機関数、件数ともに増加している。
 - ② 前年度の指摘事項のうち収入未済額に係る33項目に関しては、25項目について未収額が減少しているものの、7項目については未収額が増加、1項目については増減がなかった。また、未収額が減少した項目及び増減がなかった項目についても、なお多額の未収額が残っている。
 - ③ 上記②を除く指摘事項に関しては、違法な支出や不適切な会計処理に該当すると認められるものはなかったが、岡山県財務規則その他の財務・会計に関する諸規程に反すると認められるものがあった。
 - ④ 指摘事項に至らないが、書類の整備や物品の管理手続き等に問題があり、是正すべきものと認められる事案（注意・指導事項）は、87機関・409件であり、前年度の78機関・406件に比べ、機関数、件数ともに増加している。

		指摘	区 分
--	--	----	-----

監査実施機関		監査年月日	事項	実地	書面
知事 部 局	知事直轄・総合政策局・総務部	平成29年10月26日	—	○	
	消防学校	平成29年7月26日	—	○	
	東京事務所	平成29年7月28日	—	○	
	県立記録資料館	平成29年8月23日	—	○	
	県民生活部	平成29年10月26日	有	○	
	岡南飛行場管理事務所	平成29年7月21日	—	○	
	岡山空港管理事務所	平成29年7月20日	—	○	
	消費生活センター	平成29年8月9日	—	○	
	男女共同参画推進センター	平成29年8月22日	—	○	
	環境文化部	平成29年10月24日	有	○	
	環境保健センター	平成29年8月7日	—	○	
	県立美術館	平成29年8月23日	有	○	
	保健福祉部	平成29年10月20日	有	○	
	福祉相談センター（中央児童相談所を含む。）	平成29年8月22日	有	○	
	倉敷児童相談所	平成29年8月3日	有	○	
	津山児童相談所	平成29年7月27日	有	○	
	県立成徳学校	平成29年8月9日	—	○	
	健康の森学園	平成29年8月4日	有	○	

	産業労働部	平成29年10月30日	有	○	
	大阪事務所	平成29年7月25日	—	○	
	工業技術センター	平成29年8月1日	—	○	
	南部高等技術専門校	平成29年8月7日	—	○	
	北部高等技術専門校	平成29年7月27日	—	○	
	北部高等技術専門校美作校	平成29年7月31日	—	○	
	農林水産部	平成29年10月27日	—	○	
	農林水産総合センター	平成29年8月17日 ～8月18日	—	○	
	県営食肉地方卸売市場	平成29年8月8日	—	○	
	土木部	平成29年10月27日	有	○	
	後楽園事務所	平成29年7月19日	—	○	
	出納局	平成29年10月20日	—	○	
	備前県民局（東備地域事務所を含む。）	平成29年10月16日 ～10月17日	有	○	
	備中県民局（井笠，高梁，新見地域事務所を含む。）	平成29年10月11日 ～10月12日	有	○	
	水島港湾事務所		—	○	
	美作県民局（真庭，勝英地域事務所を含む。）	平成29年10月5日 ～10月6日	有	○	
諸局	議会事務局	平成29年10月24日	—	○	
	人事委員会事務局	平成29年10月30日	—		○

等	労働委員会事務局	平成29年10月30日	—		○
	監査事務局	平成29年10月30日	—		○
	企業局	平成29年7月14日	有	○	
教 育 委 員 会	教育庁	平成29年10月24日	有	○	
	岡山教育事務所	平成29年7月27日	—		○
	津山教育事務所	平成29年10月30日	—		○
	総合教育センター	平成29年8月1日	—	○	
	生涯学習センター	平成29年7月20日	—	○	
	県立図書館	平成29年10月30日	—		○
	県立博物館	平成29年8月7日	—		○
	古代吉備文化財センター	平成29年10月30日	—		○
	岡山朝日高等学校	平成29年10月30日	—		○
	岡山操山高等学校（中学校を含む。）	平成29年10月30日	—		○
	岡山芳泉高等学校	平成29年7月27日	—		○
	岡山一宮高等学校	平成29年10月30日	—		○
	岡山城東高等学校	平成29年10月30日	—		○
	西大寺高等学校	平成29年6月27日	—		○
	瀬戸高等学校	平成29年6月27日	—		○
	高松農業高等学校	平成29年6月27日	—		○
	興陽高等学校	平成29年10月30日	—		○

瀬戸南高等学校	平成29年6月27日	—		○
岡山工業高等学校	平成29年7月27日	—		○
東岡山工業高等学校	平成29年10月30日	—		○
岡山東商業高等学校	平成29年7月19日	—	○	
岡山南高等学校	平成29年10月30日	—		○
岡山御津高等学校	平成29年7月13日	—	○	
倉敷青陵高等学校	平成29年10月30日	—		○
倉敷天城高等学校（中学校を含む。）	平成29年7月27日	—		○
倉敷南高等学校	平成29年10月30日	—		○
倉敷古城池高等学校	平成29年10月30日	—		○
倉敷中央高等学校	平成29年10月30日	—		○
玉島高等学校	平成29年6月27日	—		○
倉敷鷺羽高等学校	平成29年7月14日	—		○
倉敷工業高等学校	平成29年10月30日	—		○
水島工業高等学校	平成29年10月30日	—		○
倉敷商業高等学校	平成29年7月14日	—		○
玉島商業高等学校	平成29年7月14日	—		○
津山高等学校（中学校を含む。）	平成29年6月27日	—		○
津山東高等学校	平成29年6月27日	—		○

津山工業高等学校	平成29年6月27日	—		○
津山商業高等学校	平成29年6月27日	—		○
玉野高等学校	平成29年6月27日	—		○
玉野光南高等学校	平成29年10月30日	有		○
笠岡高等学校	平成29年6月27日	—		○
笠岡工業高等学校	平成29年7月6日	—	○	
笠岡商業高等学校	平成29年7月6日	—	○	
井原高等学校	平成29年10月30日	—		○
総社高等学校	平成29年8月3日	—	○	
総社南高等学校	平成29年7月11日	—	○	
高梁高等学校	平成29年7月14日	—		○
高梁城南高等学校	平成29年7月14日	—		○
新見高等学校	平成29年8月4日	—	○	
備前緑陽高等学校	平成29年6月27日	—		○
邑久高等学校	平成29年7月10日	—	○	
勝山高等学校	平成29年7月14日	—		○
真庭高等学校	平成29年7月12日	—	○	
林野高等学校	平成29年7月31日	—	○	
鴨方高等学校	平成29年10月30日	—		○
和気閑谷高等学校	平成29年6月27日	—		○

	矢掛高等学校	平成29年7月7日	—	○	
	勝間田高等学校	平成29年7月14日	—		○
	烏城高等学校	平成29年7月12日	—	○	
	岡山大安寺中等教育学校	平成29年10月30日	—		○
	岡山盲学校	平成29年6月27日	—		○
	岡山聾学校	平成29年7月26日	—	○	
	岡山支援学校	平成29年6月27日	—		○
	岡山西支援学校	平成29年7月18日	—	○	
	岡山東支援学校	平成29年7月14日	—		○
	岡山南支援学校	平成29年6月27日	—		○
	岡山瀬戸高等支援学校	平成29年6月27日	—		○
	倉敷まきび支援学校	平成29年7月11日	有	○	
	倉敷琴浦高等支援学校	平成29年6月27日	—		○
	西備支援学校	平成29年6月27日	—		○
	健康の森学園支援学校	平成29年8月4日	—	○	
	東備支援学校	平成29年6月27日	—		○
	早島支援学校	平成29年6月27日	—		○
	誕生寺支援学校	平成29年8月8日	—	○	
公安	県警察本部	平成29年10月30日	有	○	
	岡山中央警察署	平成29年10月30日	—		○

委 員 会	岡山東警察署	平成29年7月27日	—		○
	岡山西警察署	平成29年10月30日	—		○
	岡山南警察署	平成29年7月21日	—	○	
	岡山北警察署	平成29年7月13日	—	○	
	赤磐警察署	平成29年10月30日	—		○
	備前警察署	平成29年10月30日	—		○
	瀬戸内警察署	平成29年7月10日	—	○	
	玉野警察署	平成29年7月14日	—		○
	児島警察署	平成29年10月30日	—		○
	倉敷警察署	平成29年7月18日	—	○	
	水島警察署	平成29年10月30日	—		○
	玉島警察署	平成29年10月30日	—		○
	笠岡警察署	平成29年7月14日	有		○
	井原警察署	平成29年7月7日	—	○	
	総社警察署	平成29年10月30日	—		○
	高梁警察署	平成29年7月14日	—		○
	新見警察署	平成29年6月27日	—		○
	真庭警察署	平成29年7月14日	—		○
	津山警察署	平成29年6月27日	有		○
	美作警察署	平成29年6月27日	—		○

美咲警察署	平成29年10月30日	—	○
-------	-------------	---	---

(2) 個別的事項（指摘事項）

○ 知事部局

① 県民生活部

ア 本庁

- ・雑入（生業・修学資金償還金等）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

雑入（生業・修学資金償還金等）収入未済状況

平成27年度末	64,297,639円
平成28年度末	53,532,013円
比較増減	△10,765,626円

② 環境文化部

ア 本庁

- ・前年度の注意・指導事項のうち、支出の手続が適正でないものについて、本年度の監査においても、概算払を行っている経費について、精算決議書が作成されていないものが認められた。

イ 県立美術館

- ・備品購入において、513,000円で契約しているが、請書を徴していないものが認められた。

③ 保健福祉部

ア 本庁

- ・雑入（看護学生奨学資金貸付金返還金等）及び母子父子寡婦福祉資金貸付金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

雑入（看護学生奨学資金貸付金返還金等）収入未済状況

平成27年度末	9,840,970円
平成28年度末	5,785,230円
比較増減	△4,055,740円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成27年度末	14,951,433円
平成28年度末	7,770,895円
比較増減	△7,180,538円

イ 福祉相談センター

- ・児童保護弁償金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

平成27年度末	11,190,400円
平成28年度末	10,063,450円
比較増減	△1,126,950円

- ・平成27年度の児童一時保護委託費の支出において誤って正当債権者でない者に支出したものを、平成28年度において誤支出であることが判明したため、正当債権者への支出及び誤払いに係る返納を行っているものが認められた。

ウ 倉敷児童相談所

- ・収入未済額について、児童保護弁償金については総額が減少しているものの、児童保護弁償金に係る延滞金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

平成27年度末	14,406,760円
平成28年度末	10,277,810円
比較増減	△4,128,950円

児童保護弁償金に係る延滞金収入未済状況

平成27年度末	1,336,800円
---------	------------

平成28年度末	1,377,700円
比較増減	40,900円

エ 津山児童相談所

- ・児童保護弁償金の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

平成27年度末	7,138,320円
平成28年度末	7,816,160円
比較増減	677,840円

オ 健康の森学園

- ・学園内に設置している飲料自動販売機の電気使用料の収入において、契約書では、設置許可者（岡山県障害福祉課）が自動販売機設置者負担分を収入することとなっているが、この約定に反して、当該負担分について、設置事務所（健康の森学園）が支出済の電気使用料への歳出戻入により処理しているものが認められた。
- ・契約金額100万円以上の建物修繕契約の支払において、検査調書を作成していないものが認められた。

④ 産業労働部

ア 本庁

- ・中小企業支援資金貸付金（高度化・近代化）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

中小企業支援資金貸付金（高度化・近代化）収入未済状況

平成27年度末	565,319,547円
平成28年度末	536,100,115円
比較増減	△29,219,432円

- ・（公社）岡山県観光連盟への負担金（67,317,000円）の支出において、検

査調書を作成していないものが認められた。

⑤ 土木部

ア 本庁

- ・収入未済額について、雑入（工事現場発生事故損害賠償金求償等）については総額が減少しているものの、土木使用料（住宅使用料）については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

土木使用料（住宅使用料）収入未済状況

平成27年度末	54,408,397円
平成28年度末	58,022,211円
比較増減	3,613,814円

雑入（工事現場発生事故損害賠償金求償等）収入未済状況

平成27年度末	9,893,826円
平成28年度末	9,881,826円
比較増減	△12,000円

⑥ 備前県民局

ア 本局

- ・収入未済額について、県税等、雑入（生活保護費返還金）、母子父子寡婦福祉資金貸付金及び農業改良資金貸付金については総額が減少しているものの、土木使用料については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

県税等収入未済状況

平成27年度末	2,545,835,624円
平成28年度末	2,318,972,766円
比較増減	△226,862,858円

雑入（生活保護費返還金）収入未済状況

平成27年度末	7,019,390円
平成28年度末	5,407,029円
比較増減	△1,612,361円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成27年度末	9,728,120円
平成28年度末	9,606,060円
比較増減	△122,060円

農業改良資金貸付金収入未済状況

平成27年度末	36,359,655円
平成28年度末	33,306,655円
比較増減	△3,053,000円

土木使用料収入未済状況

平成27年度末	6,294,359円
平成28年度末	6,634,739円
比較増減	340,380円

⑦ 備中県民局

ア 本局

- ・県税等，雑入（生活保護費返還金），母子父子寡婦福祉資金貸付金及び農業改良資金貸付金の収入未済額について，総額は減少しているものの，なお多額の未収額があり，さらなる改善が必要である。

県税等収入未済状況

平成27年度末	1,523,157,181円
---------	----------------

平成28年度末	1,262,032,240円
比較増減	△261,124,941円

雑入（生活保護費返還金）収入未済状況

平成27年度末	7,133,527円
平成28年度末	6,532,438円
比較増減	△601,089円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成27年度末	10,495,584円
平成28年度末	7,401,368円
比較増減	△3,094,216円

農業改良資金貸付金収入未済状況

平成27年度末	23,100,040円
平成28年度末	21,343,525円
比較増減	△1,756,515円

⑧ 美作県民局

ア 本局

- ・収入未済額について、雑入（シュレッダーダスト撤去事業費負担金等）、県税等及び母子父子寡婦福祉資金貸付金については総額が減少しているものの、雑入（生活保護費返還金）及び農業改良資金貸付金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

雑入（シュレッダーダスト撤去事業費負担金等）収入未済状況

平成27年度末	136,510,323円
---------	--------------

平成28年度末	136,500,323円
比較増減	△10,000円

県税等収入未済状況

平成27年度末	264,318,750円
平成28年度末	218,986,016円
比較増減	△45,332,734円

雑入（生活保護費返還金）収入未済状況

平成27年度末	3,449,694円
平成28年度末	4,401,599円
比較増減	951,905円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成27年度末	6,244,187円
平成28年度末	4,984,802円
比較増減	△1,259,385円

農業改良資金貸付金収入未済状況

平成27年度末	2,788,742円
平成28年度末	3,372,352円
比較増減	583,610円

○ 諸局等

① 企業局

- ・収入未済額について、給水承認取消負担金については総額に増減がなく、営

業未収金（給水料金）については増加している。また、総額に増減がない項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

営業未収金（給水料金）収入未済状況

平成27年度末	43,689,446円
平成28年度末	65,520,768円
比較増減	21,831,322円

給水承認取消負担金収入未済状況

平成27年度末	2,543,100円
平成28年度末	2,543,100円
比較増減	0円

○ 教育委員会

① 教育庁

- ・高等学校貸付奨学金、高等学校等奨学金貸付金及び大学奨学金貸付金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

高等学校貸付奨学金収入未済状況

平成27年度末	57,648,409円
平成28年度末	46,931,246円
比較増減	△10,717,163円

高等学校等奨学金貸付金収入未済状況

平成27年度末	388,553,224円
平成28年度末	282,630,834円
比較増減	△105,922,390円

大学奨学金貸付金収入未済状況

平成27年度末	198,438,338円
平成28年度末	153,644,147円
比較増減	△44,794,191円

- ② 玉野光南高等学校
 - ・授業料の督促状を送付し、納付の確認をした際に、延滞金の調定手続が行われていないものが認められた。
- ③ 倉敷まきび支援学校
 - ・バスケットゴール購入の見積り合わせにおいて、支出予定額（積算額）を超えた予定価格を設定しているものが認められた。
- 公安委員会
 - ① 県警察本部
 - ・放置違反金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

放置違反金収入未済状況

平成27年度末	6,904,921円
平成28年度末	6,599,064円
比較増減	△305,857円

- ・平成27年度の常時経費において、年度末精算後速やかに戻入を行うべきところ、当該年度内に戻入されていないことが判明したため、平成29年3月に収入しているものが認められた。
- ② 笠岡警察署
 - ・警察車両による交通事故で亡失損傷したもので損害額100万円以上の事故の発生が認められた。
- ③ 津山警察署
 - ・警察車両による交通事故で亡失損傷したもので損害額100万円以上の事故の発生が認められた。
 - ・前年度の注意・指導事項のうち、契約書の内容が適正でないものについて、本年度の監査においても、ガソリンの単価契約において徴取している暴力団排除条例に係る誓約書の内容が改正前の内容となっているものが認められ

た。

3 所見

(1) 財務事務の適正化について

前年度の監査の結果に対する意見において、適正かつ効率的な財務事務の執行を求めていたが、財務事務の執行に当たって、一部に事務処理の誤りが見受けられ、前年度に比べて、指摘事項、注意・指導事項ともに該当機関数及び件数は増加し、依然として財務事務の適正な執行が徹底されていない傾向が見受けられた。

一方で、改善が見られた機関があるものの、他の機関において新たに同様の事案が発生していること、前年度に注意・指導事項として改善を求めたにもかかわらず、件数の増加した機関が多くあったこと、同じ誤りを繰り返していた機関があったこと等から、定期監査の結果を踏まえ、それぞれの機関における改善に向けての取組が職員に十分に浸透していない面があるとともに、全庁的な情報の共有が不十分であると考えられる。また、こうした事案の多くは財務事務に関する知識の不足や不注意に起因するものと認められ、内部牽制が有効に機能していないものと考えられる。

今後、監査結果の趣旨を全庁的に徹底するとともに、内部チェック機能強化や実効性のある職員研修の実施などの取組を一層充実させ、適正かつ効率的な財務事務の執行に努められたい。

なお、財産関係では、公用車による交通事故での亡失損傷は件数、金額ともに2年連続で増加し、その原因はバック時の接触事故等不注意による自損事故が多くを占めていることから、各機関での安全運転教育の徹底を図るとともに全庁的な取組を行うことにより、より一層の事故防止に努められたい。

(2) 収入未済の解消等について

税及び税外収入に係る収入未済の解消については、債権管理体制を強化し、全庁を挙げて債権回収に取り組んだ結果、多くの機関で成果を上げているものと認められる。

しかしながら、なお多額の未収額があることから、県民負担の不公平感を払拭し、適正に財源を確保する観点に立って、個々の実情に応じたきめ細かな措置を適切に講じるとともに、法的手段等の活用による徹底した債権管理を行うことにより、収入未済の早期解消に努められたい。

なお、今年度の監査において、未収額が増加した機関があることから、新たな未収金を発生させないよう適時適切な対応に努められたい。

◎岡山県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百四十条第四項の規定により、平成三十年度における第五種共同漁業権魚種の増殖について次のとおり指示する。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

平成30年度における第五種共同漁業権魚種の増殖指示

(単位：kg ただし、わかさは卵数について 単位：万粒)

漁業権番号	漁業協同組合名 (漁業権者名)	放 流 魚 種										代替措置可能魚種			
		あゆ	うなぎ	ふな	あまご	なまず	すつぽん	にじます	ぼら	もろこ	わかざぎ	はえ	てがえび	もくずがに	
内共第1号	吉井川南部	1,400	50	40	—	—	10	50	30	—	—	80	—	50	
内共第2号	吉野川	1,800	50	40	400	—	—	50	—	—	—	90	—	15	
内共第3号	吉井川	1,800	40	30	350	—	10	—	—	—	—	100	—	10	
内共第4号	加茂郷	600	15	—	200	—	—	30	—	—	—	30	—	—	
内共第5号	久田川	500	15	—	150	—	—	—	—	—	—	30	—	—	
内共第6号	奥津川	350	—	—	250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
内共第7号	旭川南部漁連	1,600	50	50	—	—	10	—	—	—	—	100	—	10	
内共第8号	旭川中央	2,100	100	200	600	—	—	100	—	—	—	50	—	—	
内共第9号	湯原	450	25	—	250	—	—	100	—	—	—	30	—	—	
内共第10号	旭川北	450	20	—	450	—	—	150	—	—	—	30	—	—	
内共第11号	高梁川	3,600	90	80	—	—	20	—	—	—	—	150	—	75	
内共第12号	小田川	400	25	—	—	—	10	—	—	—	—	30	—	15	
内共第13号	芳井町	400	15	—	—	—	—	—	—	—	—	30	—	—	

内共第14号	成	羽	川	1,700	50	—	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25
内共第15号	”	”		300	10	—	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25
内共第16号	”	”		—	—	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
内共第17号	新	”	見	2,400 200	35	—	700 100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
内共第18号	新	”																	
内共第19号	番	”	川	—	10	280	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40
内共第20号	”	”		—	5	120	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
内共第21号	児	島	湾	—	75	1,400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	45
内共第22号	”	”	淡 水	—	15	600	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5

備考 はえ、てながえび及びもくずがにについては、漁業権番号ごとの指示量に応じて、次に掲げる方法により放流の代替措置を行うことができる。

(1) 産卵床造成 (はえ)

指 示 量	造成箇所数	造 成 基 準
1 ～ 50 kg	1	1箇所当たり約500㎡の造成で約50kgの増殖とみなす。
51～100	2	
101～150	3	

(2) 産卵床造成 (てながえび)

指 示 量	造成束数	造 成 基 準
12 kg	10束	ソダ10束の造成で約12kgの増殖とみなす。

(3) 親がに・C1 (甲幅約3mmの稚がに) 放流 (もくずがに)

指 示 量	親がに放流基準	C1放流基準
10 kg	親がにに8.4kgの放流で10kgの増殖とみなす。	C1, 0.13kgの放流で10kgの増殖とみなす。

◎岡山県教育委員会規則第十号

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県教育委員会

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岡山県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年岡山県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二岡山県立岡山東商業高等学校の項中「二八〇」を「二四〇」に、「一、〇〇〇」を「九六〇」に改め、同表岡山県立倉敷鷺羽高等学校の項中「八〇〇」を「七六〇」に改め、同表岡山県立玉島商業高等学校の項中

二〇〇
二〇〇
二〇〇
―
六〇〇

を

一六〇
二〇〇
二〇〇
―
五六〇

に改め、同表岡山県立津山工業

高等学校の項中

機	電	工	土	建	デ
械	子	業			ザ
械	機	化			イ
械	械	学	木	築	ン
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
―	―	―	―	―	―
八四〇					

を

機	電	電
械	子	
械	機	
四〇	―	―
四〇	四〇	四〇
四〇	四〇	四〇
―	―	―
八〇〇		

四〇	三五
四〇	三五
四〇	三五
四二五	一

に改め、同表岡山県立矢掛高等

立高梁城南高等学校の項中

四〇	三五	四〇
四〇	三五	四〇
四〇	三五	四〇
四六五	一	一

を

等学校の項中「二四〇」を「三八〇」に、「八〇〇」を「八四〇」に改め、同表岡山県

八〇	四〇
八〇	四〇
八〇	八〇
四〇〇	一

に改め、同表岡山県立総社南高

高等学校の項中

八〇	四〇
八〇	八〇
八〇	八〇
四四〇	一

を

四〇
八〇
八〇
四四〇

に改め、同表岡山県立笠岡商業

八〇
八〇
八〇
四八〇

を

岡山県立笠岡工業高等学校の項中

工業	土木	建築	デザイン	ロボット電気
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
四〇	四〇	四〇	四〇	一
四〇	四〇	四〇	四〇	一
一	一	一	一	一

に改め、同表

		め、同表岡山県立岡山西支援学校の項中							学校の項中			
				本科								
		総合デザイン科	普通科	総合デザイン科	理容科	被服科	産業工芸科	普通科	一二〇	一二〇	一二〇	四〇
		一六	九	一六	一	一	一	九	一二〇	一二〇	一二〇	四〇
		一六	九	一六	一	一	一	九	一	一	一	一
		一六	九	一	一〇	二〇	一〇	一	に改める。			
		四八	二七	三二	一〇	二〇	一〇	一八				
		に改		を								

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。	附 則	三	に改める。	項 中	六	を	六	に改め、同表岡山県立早島支援学校の

◎岡山県教育委員会告示第四号

岡山県生涯学習センター条例（平成八年岡山県条例第三十九号）第十三条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県教育委員会

一 管理を行わせる施設

岡山市北区伊島町三丁目一番一号

岡山県生涯学習センター

二 指定管理者となる団体

岡山市北区津島東一丁目四番一号

C R I S コンソーシアム

代表者 牧野 康平

三 指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

◎岡山県教育委員会告示第五号

岡山県立図書館条例（平成十六年岡山県条例第二十六号）第十二条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県教育委員会

一 管理を行わせる施設

岡山市北区丸の内二丁目六番三〇号

岡山県立図書館

二 指定管理者となる団体

岡山市北区駅元町一番六号岡山フコク生命駅前ビル七階

鹿島建物・オークス・岡山造園グループ

代表者 宅 正雄

三 指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

◎岡山県教育委員会告示第六号

岡山県立博物館条例（昭和四十六年岡山県条例第四十六号）第十四条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県教育委員会

一 管理を行わせる施設

岡山市北区後楽園一番五号

岡山県立博物館

二 指定管理者となる団体

兵庫県神戸市中央区海岸通六番地

国際ライフパートナー株式会社

代表取締役 荒谷 明彦

三 指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで